

法改正に伴う組合の各種申請・届出等の 押印見直しについて

令和2年12月28日に、中小企業組合関連の法律の施行規則の一部が改正され、組合関係の書類の押印が見直しされました。

①改正された内容

法令	中小企業等協同組合法 施行規則	中小企業団体の組織に関する 法律施行規則	商店街振興組合法 施行規則
変更箇所	様式第一から様式第三十三まで 及び様式第三十五から様式第四 十三までの規定中「@」を削る。	様式第一から様式第十七まで及 び様式十九から様式第二十三ま での規定中「@」を削る。	様式第一から様式第十一まで の規定中「@」を削る。

※生活衛生同業組合も改正の対象です。詳しくは本会までお問い合わせください。

②改正後の認可行政庁への提出物の扱いについて

提出物	決算関係書類 提出書 (表紙)	役員 変更届書 (表紙)	定款変更認可 申請書 (表紙)	総会議事録	理事会議事録
押印	不要	不要	不要	定款記載のとおり	<u>必要</u>
捨印			不要	不要	字句の修正がある 場合は必要
袋綴じ			不要		
割印			不要	不要	必要

例:決算関係書類提出書

住所	山形県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号
組合名	〇〇〇〇協同組合
代表理事	〇〇〇〇 

中小企業等協同組合決算関係書類提出書

代表印の押印が
不要となりました。

(留意事項)

- ・総会議事録は、定款上の「総会の議事録」に記載されている通りに作成してください。
- ・理事会議事録は従来通りの作成が必要となります。
- ・認可行政庁が複数ある組合についても、全て改正後の取扱いとなります。
- ・軽微な修正については捨印において認可行政庁側で組合に確認した上で修正しておりましたが、
今後は認可行政庁側による修正は一切行われません。